

令和5年度 第1回
豊橋市地域公共交通活性化推進協議会

次 第

日時 令和5年6月28日（水）

午後3時30分から

場所 豊橋市役所 講堂（東館13階）

1. 開会

2. 議題

- 協議案第1号 令和4年度事業経過報告及び収入支出決算について …【資料1】
- 協議案第2号 北部地区「地域生活」バス・タクシーの事業計画の変更
（案）について …【資料2】
- 協議案第3号 前芝地区「地域生活」バス・タクシーの臨時運行について …【資料3】
- 協議案第4号 令和6年度生活交通確保維持改善計画（案）の策定について…【資料4】
- 協議案第5号 豊橋市都市交通計画への補助バス系統等の追記について …【資料5】
- 協議案第6号 令和4年度企業シャトルBaaS社会実験事業の実施報告及び
令和5年度企業シャトルBaaS社会実験事業（案）の実施について…【資料6】

3. 報告

- 報告第1号 「夏休み小学生50円バス」の実施に伴う運賃の変更について…【資料7】
- 報告第2号 豊橋市地域公共交通網形成計画に基づく令和4年度実績及び
令和5年度予定について …【資料8】
- 報告第3号 地域運営団体の取組の報告について …【資料9】
- 報告第4号 路線バスのダイヤ改正について …【資料10】

4. 意見交換

5. 閉会

【送付資料】

◆照会文

◆次第

◆出席者名簿

◆豊橋市地域公共交通活性化推進協議会規約

【資料1】 令和4年度事業経過報告及び収入支出決算について

【資料2】 北部地区「地域生活」バス・タクシーの事業計画の変更（案）について

【資料3】 前芝地区「地域生活」バス・タクシーの臨時運行について

【資料4】 令和6年度生活交通確保維持改善計画（案）の策定について

【参考資料】 地域公共交通確保維持改善事業の二次評価結果

【資料5】 豊橋市都市交通計画への補助バス系統等の追記について

【資料6】 令和4年度企業シャトル BaaS 社会実験事業の実施報告及び令和5年度企業シャトル BaaS 社会実験事業（案）の実施について

【資料7】 「夏休み小学生50円バス」の実施に伴う運賃の変更について

【資料8】 豊橋市地域公共交通網形成計画に基づく令和4年度実績及び令和5年度予定について

【資料9-1】 東山バス運営協議会の取組について

【資料9-2】 石巻・下条地域交通推進委員会の取組について

【資料9-3】 表浜地域公共交通推進委員会の取組について

【資料9-4】 しおかぜバス運営協議会の取組について

【資料9-5】 かわきたバス運営委員会の取組について

【資料10】 路線バスのダイヤ改正について

令和5年度 第1回
豊橋市地域公共交通活性化推進協議会 出席者名簿

氏名	職名等	備考
杉木 直	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系准教授	【会長】
森田 康夫	豊橋市副市長	【副会長】
駒木 伸比古	愛知大学 地域政策学部教授	【副会長】 欠席
小林 裕之	公益社団法人愛知県バス協会専務理事	【監事】
富田 佳央	豊橋商工会議所議員	【監事】
宮川 高彰	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官(企画調整担当)	※
石屋 義道	愛知県都市・交通局交通対策課担当課長	※ (代理)主事 吉野 敬太
坂野 慎	豊橋鉄道株式会社執行役員鉄道部長	※
綿貫 琢也	豊鉄バス株式会社常務取締役	※
青木 良浩	豊橋タクシー協会会長 東海交通株式会社代表取締役社長	
長縄 則之	豊鉄タクシー株式会社取締役社長	
松下 裕紀	愛知県交通運輸産業労働組合協議会幹事	※
林 徹生	豊橋市自治連合会理事	※
朝倉 規幸	豊橋市老人クラブ連合会副会長	
鈴木 真理子	豊橋女性団体連絡会会員	
高柿 弘義	国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所計画課長	※
堤 一史	愛知県東三河建設事務所維持管理課長	※
小久保 浩	愛知県豊橋警察署交通課長	※ (代理)交通規制係長 秋葉 有志
前田 幸弘	豊橋市建設部長	
金子 知永	豊橋市都市計画部長	

*の方は、今年新たに委員になられた方です。

オブザーバー

氏名	団体名	備考
赤座 立郎	東山バス運営協議会	会長
河村 高広	北部石巻西川・賀茂線運営協議会	会長 欠席
杉浦 巧倫	石巻・下条地域交通推進委員会 (北部下条・森岡線運営協議会)	会長 (会長)
山本 義宏	表浜地域公共交通推進委員会 (五並地域公共交通運営委員会)	会長 (会長)
伊藤 敬志	高豊地域公共交通運営委員会	会長
鈴木 靖生	しおかぜバス運営協議会	会長
竹本 行雄	かわきたバス運営委員会	会長

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を愛知県豊橋市今橋町1番地豊橋市役所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、さらに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事業)

第4条 協議会は、法第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 総合的な地域公共交通施策の推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃及び料金等の協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の組織)

第5条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 豊橋市長が指名する者
- (2) 関係する公共交通事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 愛知県豊橋警察署長又はその指名する者
- (5) 市民又は地域公共交通の利用者の代表
- (6) 学識経験者その他市町村が必要と認める者

(届出)

第6条 委員は、その氏名及び住所（委員が所属する団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

（役員の数及び選任）

第7条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）監 事 2名

- 2 協議会の会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長及び監事は、第5条の委員から会長が指名する。
- 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の仕事）

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - （1）協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - （2）前号において不正な事実を発見したときは、これを会議に報告すること。
 - （3）前号の報告をするために必要があるときは、会議を招集すること。

（委員及び役員の仕事）

第9条 委員及び役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された委員及び役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（任満了又は辞任の場合）

第10条 役員は、その任満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員の仕事）

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の議決を経て、その役員を仕事することができる。この場合において、協議会は、その会議の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- （1）心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(会議の開催等)

第12条 会議は、会長が議長となる。

2 会議は、毎年1回以上開催する。

3 会議は、次に掲げる場合にも開催する。

(1) 委員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(会議の招集)

第13条 前条第3項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に会議を招集しなければならない。

2 会議の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

(会議の議決方法等)

第14条 会議は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、会議において、各1個の議決権を有する。

3 会議においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 会議の議事は、第16条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、緊急その他やむを得ない事由があると認めた場合は、書面又は電子記録による意思表示をもって会議の決議があったものとみなす。この場合において、第1項及び第4項の規定を準用する。

(会議の権能)

第15条 会議は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 第4条各号に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、会議において、出席者の議決権の4分の3以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 委員の除名
- (4) 役員解任

(代理人による表決)

第17条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、委任状(様式第1号)を協議会に提出しなければならない。

3 第14条第1項及び第4項並びに第16条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、会議に出席したものとみなす。

(協議結果の尊重義務)

第18条 会議で協議が整った事項については、会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(協議が調った事項に関する軽微な変更)

第19条 協議会は、次に掲げる変更に係る協議については、書面による協議を行うことができる。

- (1) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線の変更
- (2) 運賃に変更のない停留所の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が軽微と認める変更

(議事録)

第20条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 委員の現在数、当該会議に出席した委員数、第17条第3項により当該会議に出席したと見なされた者の数及び当該会議に出席した委員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、議長及び当該会議に出席した委員のうちから会長が指名した議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

(意見の聴取)

第21条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第22条 協議会は、第4条各号に定める事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第23条 協議会は、第4条各号に定める事項その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第24条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、豊橋市都市計画部都市交通課内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、豊橋市都市交通課長をもって充てる。

3 事務局員は、豊橋市都市計画部都市交通課職員をもって充てる。

4 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

(業務の執行)

第25条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、別に定める規程による。

(書類及び帳簿の備付け)

第26条 協議会は、第2条の事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

(事業年度)

第27条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第28条 協議会の資金は、次に掲げるものとする。

- (1) 委員が所属する団体からの負担金
- (2) 国からの補助金
- (3) その他の収入

(収支予算)

第29条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に会議の議決を得なければならない。

2 委員が所属する団体が直接行う地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関して、この団体の支出及びこれに伴う収入については、これを協議会の収支とみなす。

(監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、会議の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を会議に提出しなければならない。

3 会長は、第1項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、会議の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、次に掲げる書類を、豊橋市長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

(協議会が解散した場合の措置)

第32条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第33条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の設立初年度の委員及び役員の任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

3 協議会の設立初年度の事業年度については、第27条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成21年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際、現に計画期間中である地域公共交通総合連携計画の計画期間が満了するまでの期間は、第3条の規定中「行うため」とあるのは、「行うため並びに地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うため」と読み替え、第4条及び第29条の規定中「形成計画」とあるのは、「形成計画及び地域公共交通総合連携計画」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成31年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月1日から施行する。

令和4年度事業経過報告及び収入支出決算について

令和4年度事業経過報告

年月日	事業内容	
令和4年6月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会の開催 公共交通利用促進絵本の増刷・配布（300部） あなたの街の時刻表（豊鉄バス）の配布（約9,200部） 	豊橋市内 栄・幸校区
8月	●企業シャトルBaaS社会実験事業の開始（～令和5年1月）	谷川校区
9月	<ul style="list-style-type: none"> モビリティウィーク期間中の啓発 ええじゃないか豊橋カーフリーデーの実施（約1,600名参加） 	豊橋市内
10月	<ul style="list-style-type: none"> 高校生向けエコ通学啓発リーフレットの配布（3,600部） 公共交通マップの配布 ウォーキングイベントの実施（市電／202名参加） 	豊橋市内
11月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会の開催 ウォーキングイベントの実施（渥美線／176名参加） ウォーキングイベントの実施（豊鉄バス／18名参加） 「あなたの乗り方講座」の実施（レイクタウン線：富士見校区／10名参加） 	豊橋市内
12月	<ul style="list-style-type: none"> ウォーキングイベントの実施（豊鉄バス／15名参加） あなたの街の時刻表（豊鉄バス）の配布（高師・天伯校区／約5,400部、鷹丘・石巻校区／約5,300部） 	豊橋市内 高師・天伯校区 鷹丘・石巻校区
令和5年2月	<ul style="list-style-type: none"> 第3回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会の開催 	豊橋市内

●は新規事業

令和4年度収入支出決算

収入決算額	2,851,733円
支出決算額	2,372,719円
差引残額	479,014円

収入の部

科目	予算現額			決算額	比較増減額	摘要
	当初予算	補・流用額	計			
1. 負担金	2,469,000円	0円	2,469,000円	2,468,400円	△ 600円	○豊橋市 2,168,400円 ○豊鉄バス(株) 200,000円 ○豊橋鉄道(株) 100,000円
2. 繰越金	384,000円	0円	384,000円	383,333円	△ 667円	○令和3年度公共交通利用促進イベント繰越金 383,333円
3. 諸収入	1,000円	0円	1,000円	0円	△ 1,000円	
合計	2,854,000円	0円	2,854,000円	2,851,733円	△ 2,267円	

支出の部

科目	予算現額			決算額	不用額	摘要
	当初予算	補・流用額	計			
1. 運営費	113,000円	496,000円	609,000円	608,012円	988円	○会議運営費等 95,731円 ○豊橋市負担金精算 512,281円
2. 事業費	2,740,000円	△ 496,000円	2,244,000円	1,764,707円	479,293円	○カーフリーデー実施事業 742,404円 ○公共交通利用促進事業 403,890円 ○公共交通利用促進事業補助金(富士見校区) 5,400円 ○公共交通マップ 150,000円 ○企業シャトルBaaS社会実験事業負担金 463,013円
3. 予備費	1,000円	0円	1,000円	0円	1,000円	
合計	2,854,000円	0円	2,854,000円	2,372,719円	481,281円	

監査報告書

令和4年度豊橋市地域公共交通活性化推進協議会収支決算書及び証拠書類の内容につきまして監査いたしましたところ、いずれも適正に処理されていることを認めましたので報告いたします。

令和5年5月9日

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会

監事 川、林裕也

監事 富田佳央

北部地区「地域生活」バス・タクシーの事業計画の変更（案）について

1. 事業計画の変更内容（案）

(1) 変更趣旨

地域住民及び利用者の利便性向上を図るため、第 1 便について運行経路の変更をするもの。

運行事業者：豊鉄タクシー株式会社（変更なし）

(2) 変更概要

・運行経路の変更

系統：石巻西川・賀茂線／下条・森岡線【第 1 便】

「和田辻東」から「金田住宅前」の区間内のうち下記 2 か所の運行経路を変更
（詳細は（3））

① 「JA 豊橋石巻支店」バス停を通過し、時間短縮を図る

② 「金田住宅前」バス停に停車し、利用者増加を図る

・キロ程の変更

現行：37.147km 変更後 37.732km

・運行ダイヤの変更

運行経路の変更に伴い運行ダイヤを変更（詳細は（4））

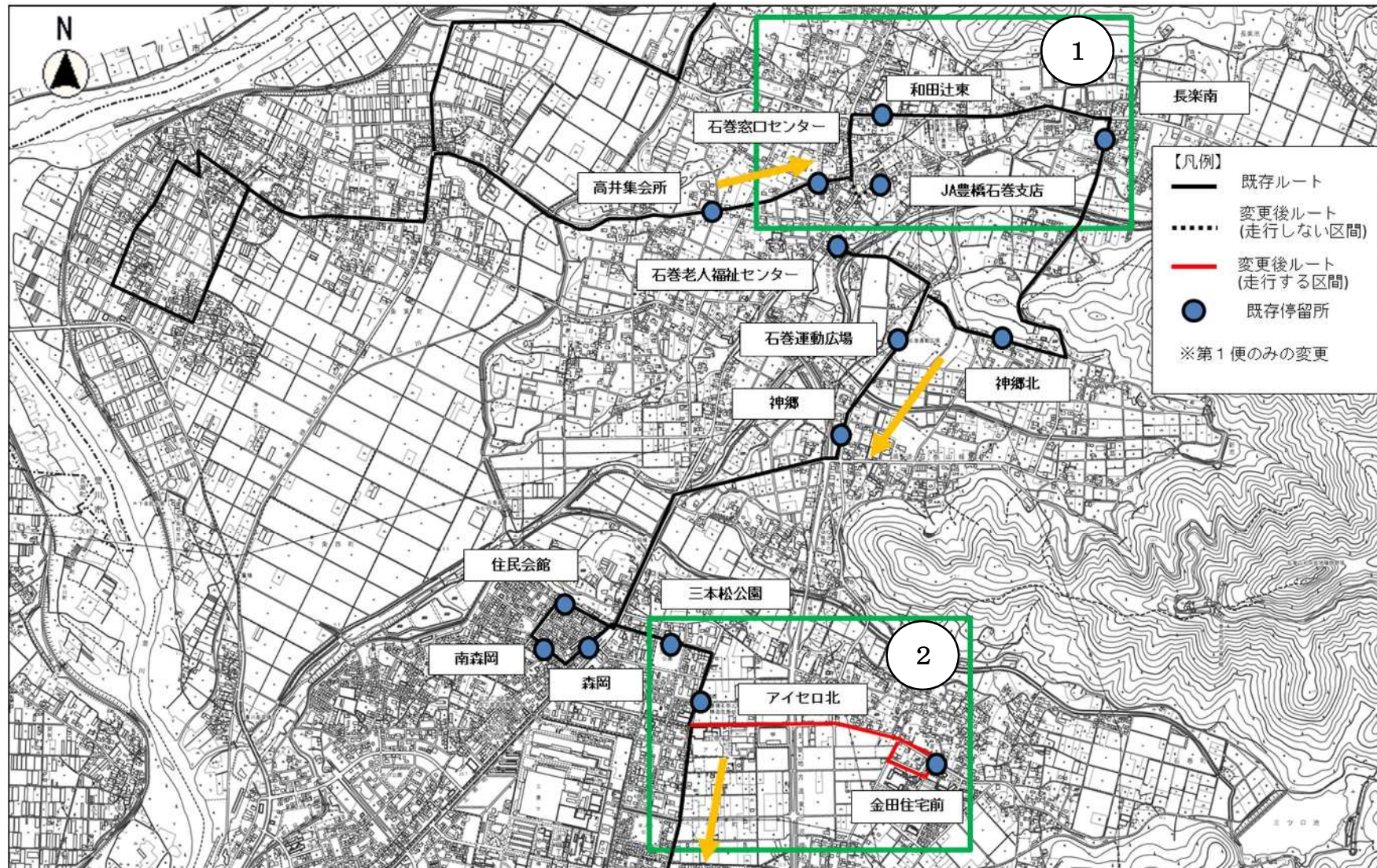
・停留所の位置の変更

変更なし

・運賃

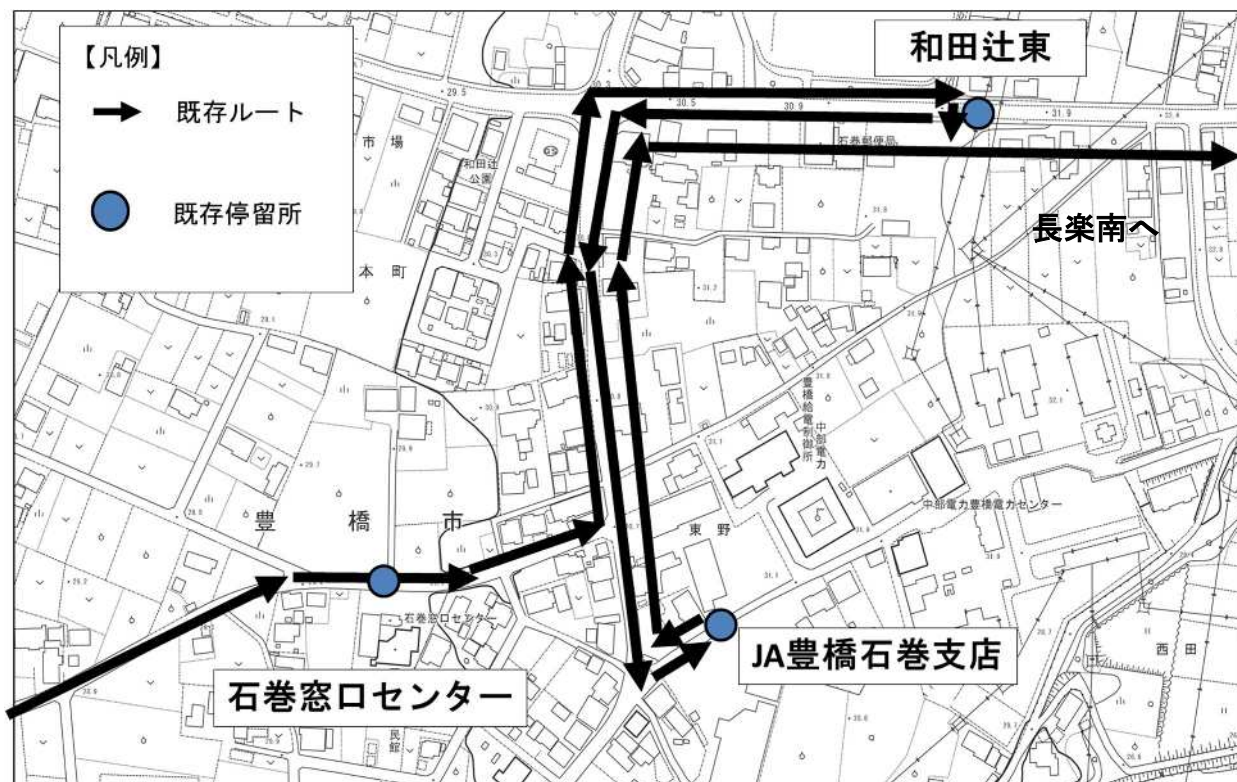
変更なし

(3) 路線の変更 (第1便)
【全体図】



①【拡大図】（第1便）

○変更前ルート（石巻窓口センター → 和田辻東 → JA 豊橋石巻支店 → 長楽南）



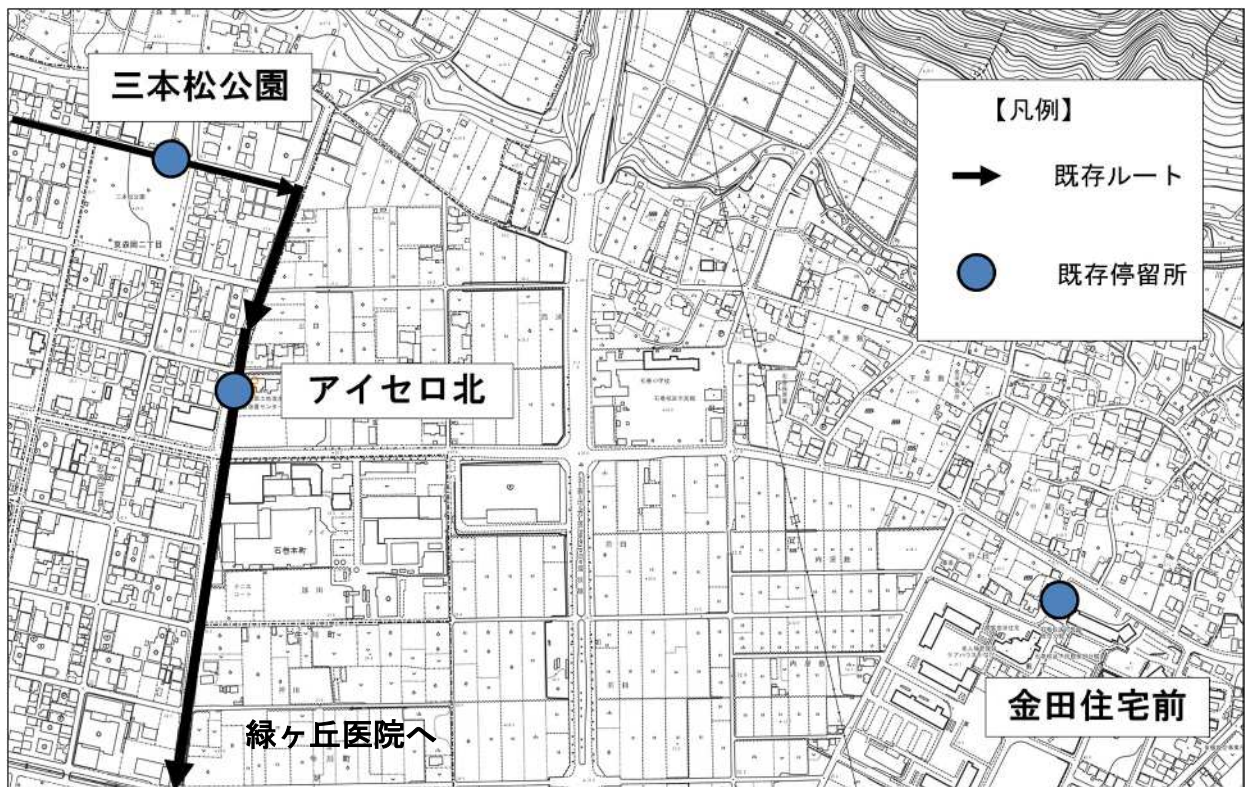
○変更後ルート（石巻窓口センター → 和田辻東 → 長楽南）



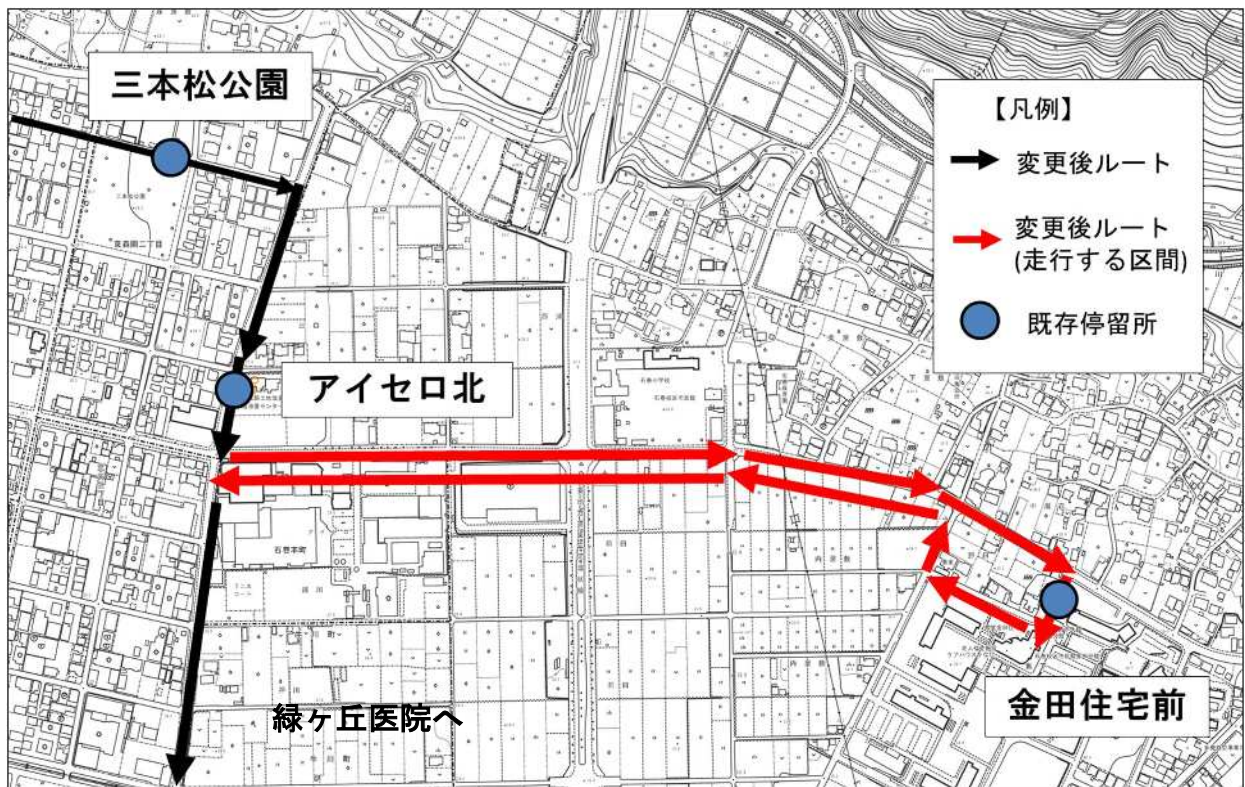
※第2便～第7便、第9便では JA 豊橋石巻支店を走行する

②【拡大図】（第1便）

○変更前ルート（三本松公園 → アイセロ北 → 緑ヶ丘医院）



○変更後ルート（三本松公園 → アイセロ北 → 金田住宅 → 緑ヶ丘医院）



(4) 運行ダイヤの変更 (第1便)

運行日：月～金曜日

運行本数：1本（土曜日、日曜日、祝休日・お盆（8月13日～15日）・年末年始（12月29日～1月3日）は運休）

停留所名		現行	変更後
石巻窓口センター		7:58	7:58
和田辻東	着	8:02	8:02
	発	8:03	8:03
JA豊橋石巻支店		8:05	↓
長楽南		8:11	8:05
神郷北		8:12	8:06
石巻老人福祉センター		↓	↓
石巻運動広場		8:14	8:08
神郷		8:15	8:09
森岡		8:18	8:12
南森岡		8:19	8:13
住民会館		8:20	8:14
三本松公園		8:21	8:15
アイセロ北	着	8:23	8:17
	発	8:24	8:19
金田住宅前		↓	8:23
緑ヶ丘医院		8:25	8:25

2. 事前確認事項

令和5年2月 北部地区「石巻・下条地域交通推進委員会」路線変更等協議済み

3. 事業計画の変更日等

令和5年6月28日 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において協議

令和5年8月31日 運行事業者から中部運輸局へ運行計画変更に関する届出

令和5年10月1日 運行計画の変更

協議案第 3 号

前芝地区「地域生活」バス・タクシーの臨時運行について

1 臨時運行について

(1) 目的

運休日である豊橋まつり開催日に、沿線地域に居住する市民が豊橋まつりへ出かけるための移動手段を確保することなどを目的に臨時運行を実施する。

(2) 運行内容

- ・運行日数 変更後：243日 変更前：241日
- ・運行本数 変更後：2,912本 変更前：2,892本

【上り 梅藪発西駅前行き】

運行日：令和5年10月21日（土）・22日（日）

便名/主要停留所	第3便	第5便	第7便	第9便	第11便
梅藪	8:53	10:53	13:53	15:33	17:23
西浜	8:55	10:55	13:55	15:35	17:25
前芝	9:01	11:01	14:01	15:41	17:31
清須	9:07	11:07	14:07	15:47	17:37
川崎	9:12	11:12	14:12	15:52	17:42
吉田方小学校西	9:15	11:15	14:15	15:55	17:45
菰口町	9:18	11:18	14:18	15:58	17:48
西駅前	9:27	11:27	14:27	16:07	17:57

【下り 西駅前発梅藪行き】

運行日：令和5年10月21日（土）・22日（日）

便名/主要停留所	第4便	第6便	第8便	第10便	第12便
西駅前	9:42	11:57	14:42	16:22	18:22
菰口町	9:45	12:00	14:45	16:25	18:25
吉田方小学校西	9:48	12:03	14:48	16:28	18:28
川崎	9:50	12:05	14:50	16:30	18:30
清須	9:56	12:11	14:56	16:36	18:36
前芝	10:02	12:17	15:02	16:42	18:42
西浜	10:08	12:23	15:08	16:48	18:48
梅藪	10:15	12:30	15:15	16:55	18:55

・その他

車両、運行経路（キロ程）及び運賃の変更はなし。

(3) 運行計画の変更日等

令和5年6月28日 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において合意
 令和5年7月中 運行事業者から中部運輸局へ運行計画変更に関する届出
 令和5年10月21日 運行計画の変更

(4) 令和6年度豊橋市地域内フィーダー系統確保維持計画について

本件の運行計画の変更に伴い「令和6年度豊橋市地域内フィーダー系統確保維持計画」中、「4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者」に添付している運行ダイヤを変更する。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和5年6月28日

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
令和6年度 豊橋市地域内フィーダー系統確保維持計画
1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>●目的</p> <p>豊橋市は、路線バスが廃止となり、高齢者など自家用車による移動が難しくなった公共交通の空白地区において、「地域生活」バス・タクシー（以下「コミュニティバス」という。）の運行を、運行地域で設置された地域運営団体、交通事業者及び豊橋市の3者が一体となって行っている。このコミュニティバスは、買い物など日常生活を営むうえで必要な交通手段の確保を目的としながら、拠点等を結ぶアクセス交通としての役割も担っている。</p> <p>コミュニティバスが運行されている北部地区、南部地区、前芝地区、川北地区と路線バスが運行されている野依地区は、いずれも高齢化が進んでいる地区であり、本事業はこの地域における自家用車での移動が難しい高齢者などの日常生活の交通手段の確保を目的としている。また、拠点等を結び幹線公共交通への乗り換えを行うことで、これら沿線住民の広範囲での移動を確保することを目的としている。</p>
<p>●必要性</p> <p>高齢化が進む北部地区、南部地区、前芝地区、川北地区及び野依地区では、沿線住民の買い物など日常生活を営むうえで必要な交通手段の確保をしていかなければならない。</p> <p>これらの地区におけるフィーダー系統（コミュニティバスや路線バス）は、具体的には、北部地区においては、地域内の通院や買い物での利用に加え、赤岩口で路面電車への乗り換えを行い、中心市街地へアクセスするための交通として必要な路線である。また、南部地区においては、豊橋鉄道渥美線、JR東海道本線への乗り換えのアクセス交通として必要な路線である。前芝地区と川北地区においては、成田記念病院や豊橋市民病院への通院及び、豊橋駅へアクセスしその後の広範囲での移動に必要な路線である。野依地区においては、豊橋市立くすのき特別支援学校への交通手段や、成田記念病院や豊橋市民病院への通院及び、豊橋駅へアクセスしその後の広範囲での移動に必要な路線である。</p> <p>そのため、これら沿線住民にとって、コミュニティバスや路線バスは、必要不可欠な移動を確保し、豊かで快適に生活するためにはなくてはならないものである。</p>
2 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1)事業の目標
<p>路線バスやコミュニティバスの運行により、交通不便地域に居住する市民の日常の移動手段を確保するとともに、運行地域に居住する市民が主体的に利用促進に取り組み、潜在需要を喚起することにより、持続可能な公共交通としていくことを目標とする。</p> <p>目標値は、地区ごとに下記のとおり設定する。</p>

- ① 北部地区
 令和6年度の利用者数 7,200人
 令和7年度の利用者数 7,200人 令和8年度の利用者数 7,200人
 (令和4年10月～令和5年9月の利用者数見込 3,405人)
- ② 南部地区
 令和6年度の利用者数 2,250人
 令和7年度の利用者数 2,350人 令和8年度の利用者数 2,450人
 (令和4年10月～令和5年9月の利用者数見込 2,152人)
- ③ 前芝地区
 令和6年度の利用者数 8,000人
 令和7年度の利用者数 8,500人 令和8年度の利用者数 9,000人
 (令和4年10月～令和5年9月の利用者数見込 7,627人)
- ④ 川北地区
 令和6年度の利用者数 6,000人
 令和7年度の利用者数 6,000人 令和8年度の利用者数 6,000人
 (令和4年10月～令和5年9月の利用者数見込 4,126人)
- ⑤ 野依地区
 令和6年度の利用者数 97,000人
 令和7年度の利用者数 97,900人 令和8年度の利用者数 98,800人
 (令和4年10月～令和5年9月の利用者数見込 96,088人)

(2)事業の効果

交通不便地域において路線バスやコミュニティバスを運行することにより、当該地域に居住する市民の日常の移動手段が確保される。

また、鉄軌道、路線バス、コミュニティバスによる公共交通ネットワークが形成される。

3 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

対象	実施内容	実施主体
①北部地区 ②南部地区 ③前芝地区 ④川北地区	<ul style="list-style-type: none"> 各地区へのアンケート等を通して、より有効な路線・ダイヤの見直しを行い、利便性を向上させ利用促進を図る。 新たな利用者の掘り起こしを行うため、各地区の地域資源を活かした利用促進イベントの実施や、各地域運営団体が主体となって啓発チラシの配布、自治会の会合等でのコミュニティバスの周知等に取り組む。 地域運営団体が協議会において、地域の取組を報告し、有識者・事業者・関係機関・他の地域運営団体等との意見交換により、PDCAサイクルを行いながら、事業の推進を図る。 	各地域運営団体 豊橋市

⑤野依地区	・沿線住民を対象にした最寄バス停の時刻表を記載したチラシや公共交通マップの作成・配布等により、自動車から公共交通への移手段の転換を促す。	豊鉄バス(株) 豊橋市
-------	--	----------------

4 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

○運行系統の概要及び運行事業者

①北部地区	石巻西川・賀茂線 ／下条・森岡線 (下)	豊橋医療センター⇒和田辻東⇒ 天王公会堂⇒石巻中山	豊鉄タクシー (株)	路線図 :資料4-1 運行ダイヤ :資料4-2
	石巻西川・賀茂線 ／下条・森岡線 (上)	石巻中山⇒天王公会堂⇒和田 辻東⇒豊橋医療センター		
	石巻西川・賀茂線 (上)	石巻中山⇒和田辻東⇒豊橋医 療センター		
	石巻西川・賀茂線 (上)	こびき⇒天王公会堂⇒和田辻東 ⇒金田住宅前⇒豊橋医療センタ ー		
	石巻西川・賀茂線 ／下条・森岡線 (上、石老福通過)	石巻中山⇒天王公会堂⇒和田 辻東⇒豊橋医療センター		
	石巻西川・賀茂線 ／下条・森岡線 (上、赤岩口)	石巻中山⇒北部地区⇒赤岩口		
②南部地区	細谷二川系統	細谷校区⇄ヤマナカ二川店	東海交通 (株)	運行区域図 :資料4-3 運行ダイヤ :資料4-4
	細谷イオン系統	細谷校区⇄イオン豊橋南店 ※地域幹線ネットワーク等と接続 しない系統であるため補助対象 系統として扱わない。		
	小沢二川系統	小沢校区⇄ヤマナカ二川店		
	小沢イオン系統	小沢校区⇄イオン豊橋南店 ※地域幹線ネットワーク等と接続 しない系統であるため補助対象 系統として扱わない。		
	高根芦原系統	高根校区⇄芦原駅	豊鉄タクシー (株)	
	豊南大清水系統	豊南校区⇄ 大清水まなび交流館「ミナクル」		

③前芝地区	梅薺前芝線	西駅前⇄前芝⇄梅薺	東海交通 (株)	路線図 :資料4-5 運行ダイヤ :資料4-6
④川北地区	下地・津田～豊橋 駅前系統	JA 津田支店⇒豊橋駅前(大村行き) ※国土交通省が認める交通不便 地域でないため補助対象系統と して扱わない。	東海交通 (株)	路線図 :資料4-7 運行ダイヤ :資料4-8
	下地・津田～大村 系統	JA 津田支店⇒豊橋駅前(大村行き) ⇒ファミリーマート豊橋長瀬町店		
	大村～下地・津田 系統	ファミリーマート豊橋長瀬町店⇒豊橋 駅前(下地・津田行き)⇒セブンイレ ブン豊橋横須賀町店		
⑤野依地区	三本木線(くすのき 特別支援学校)	豊橋駅前⇄西高師⇄くすのき特 別支援学校	豊鉄バス(株)	路線図 :資料4-9 運行ダイヤ :資料4-10
	三本木線(野依)	豊橋駅前⇄西高師⇄野依		

○運送事業者を選定した経緯

①北部地区	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 5 月 11 日 豊橋市委託業務審査会部会 指名業者選定 ・平成 22 年 6 月 2 日 入札 ・平成 22 年 6 月 2 日 委託業務契約 ・平成 23 年 4 月 1 日 随意契約 ・平成 23 年 10 月 1 日 随意契約 ・平成 24 年 4 月 1 日 随意契約 ・平成 25 年 4 月 1 日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定
②南部地区 (細谷・ 小沢地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 5 月 27 日 公募型プロポーザル公告 ・平成 25 年 6 月 18 日 契約候補者特定 ・平成 25 年 6 月 18 日 委託業務契約 ・平成 26 年 4 月 1 日 随意契約 ・平成 27 年 4 月 1 日 随意契約 ・平成 28 年 4 月 1 日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定
②南部地区 (高豊地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 4 月 26 日 公募型プロポーザル公告 ・平成 25 年 5 月 29 日 契約候補者特定 ・平成 25 年 6 月 14 日 委託業務契約 ・平成 26 年 4 月 1 日 随意契約 ・平成 27 年 4 月 1 日 随意契約 ・平成 28 年 4 月 1 日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定
③前芝地区	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 4 月 26 日 公募型プロポーザル公告 ・平成 25 年 5 月 29 日 契約候補者特定 ・平成 25 年 6 月 14 日 委託業務契約 ・平成 26 年 4 月 1 日 随意契約 ・平成 27 年 4 月 1 日 随意契約 ・平成 28 年 4 月 1 日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定
④川北地区	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 7 月 6 日 公募型プロポーザル公告

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 7 月 27 日 契約候補者特定 ・平成 27 年 8 月 4 日 委託業務契約 ・平成 28 年 4 月 1 日 随意契約 ・平成 29 年 4 月 1 日 随意契約 ・平成 30 年 4 月 1 日 随意契約 ・平成 31 年 4 月 1 日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定
⑤野依地区	・選定の経緯なし（豊鉄バス(株)により運行）
5 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者	
豊橋市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。	
6 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称	
豊鉄タクシー株式会社 東海交通株式会社 豊鉄バス株式会社	
7 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>	
※活性化法定協議会を補助対象事業者としないため、記載なし	
8 別表 1 の補助対象事業の基準ニただし書きに基づき、協議会が平日 1 日あたりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域幹線系統のみ】</u>	
※地域内フィーダー系統確保維持の計画のため、記載なし	
9 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域幹線系統のみ】</u>	
※地域内フィーダー系統確保維持の計画のため、記載なし	
10 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体性、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域幹線系統のみ】</u>	
※地域内フィーダー系統確保維持の計画のため、記載なし	
11 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>	
※外客来訪促進計画を策定していないため、記載なし	
12 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>	

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり【添付省略】

13 車両の取得に係る定量的な目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

15 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

19 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和5年6月28日 第1回 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会
○事業計画の内容について協議、合意

21 利用者等の意見の反映

協議会に利用者を代表する委員がおり、計画内容を説明し、合意を得ている。

22 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	愛知県都市・交通局交通対策課 愛知県東三河建設事務所
関係市区町村	豊橋市
交通事業者・交通施設管理者等	公益社団法人愛知県バス協会 豊橋鉄道株式会社 豊鉄バス株式会社 豊橋タクシー協会 豊鉄タクシー株式会社 愛知県交通運輸産業労働組合協議会 国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所 愛知県豊橋警察署 豊橋市
地方運輸局	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局
その他協議会が必要と認める者	豊橋技術科学大学准教授 愛知大学教授 豊橋市自治連合会 豊橋商工会議所 豊橋市老人クラブ連合会 豊橋女性団体連絡会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 豊橋市今橋町1番地

(所 属) 豊橋市都市計画部都市交通課

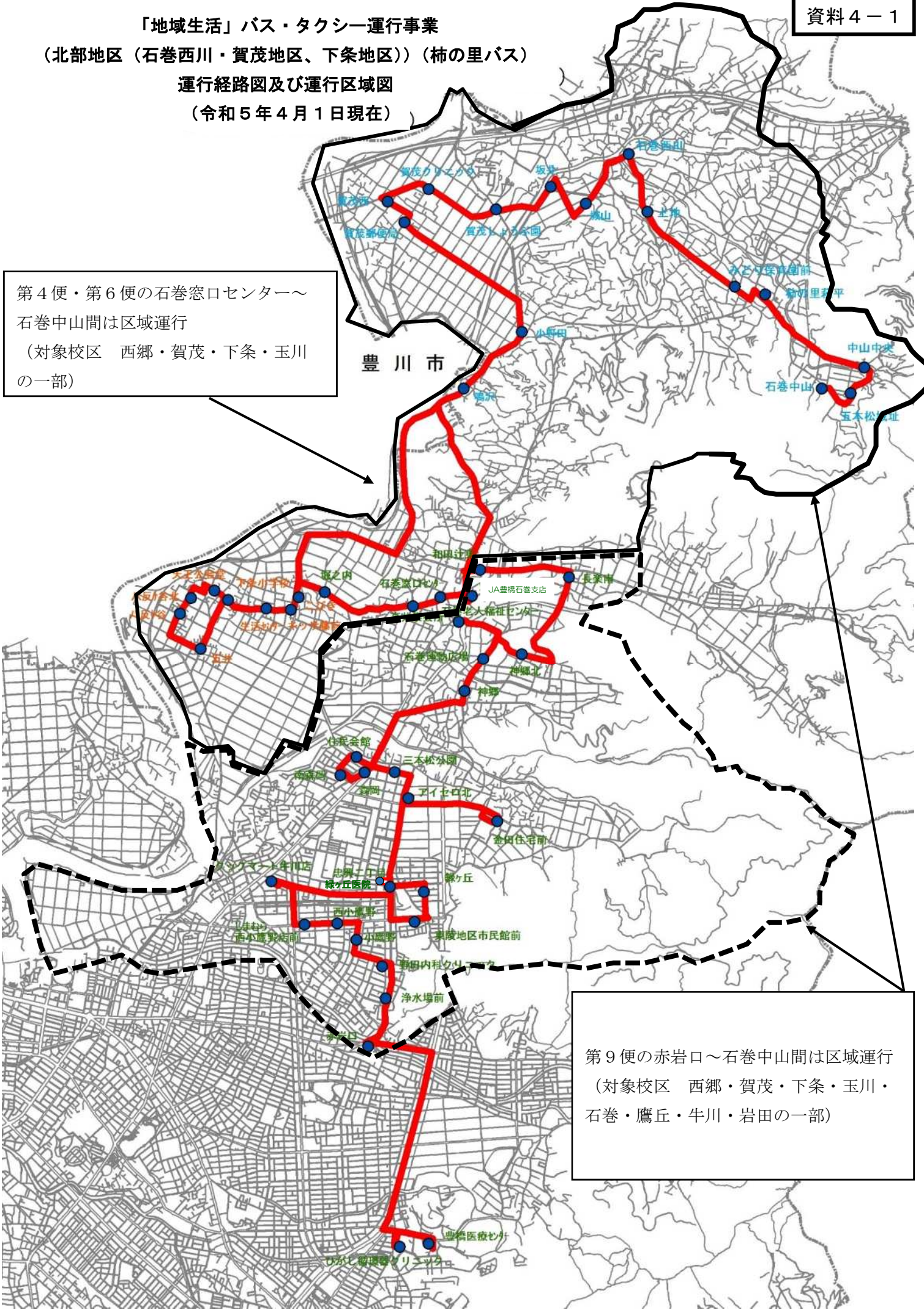
(氏 名) 柴田 一成

(電 話) 0532-51-2620

(e-mail) toshikotsu@city.toyohashi.lg.jp

「地域生活」バス・タクシー運行事業
(北部地区 (石巻西川・賀茂地区、下条地区)) (柿の里バス)
運行経路図及び運行区域図
(令和5年4月1日現在)

第4便・第6便の石巻窓口センター～
石巻中山間は区域運行
(対象校区 西郷・賀茂・下条・玉川
の一部)



第9便の赤岩口～石巻中山間は区域運行
(対象校区 西郷・賀茂・下条・玉川・
石巻・鷹丘・牛川・岩田の一部)

北部地区 運行ダイヤ(令和5年4月1日現在)

資料4-2

運行日:月~金曜日(土曜日、日曜日、祝休日・お盆(8月13~15日)・年末年始(12月29日~1月3日)は運休)

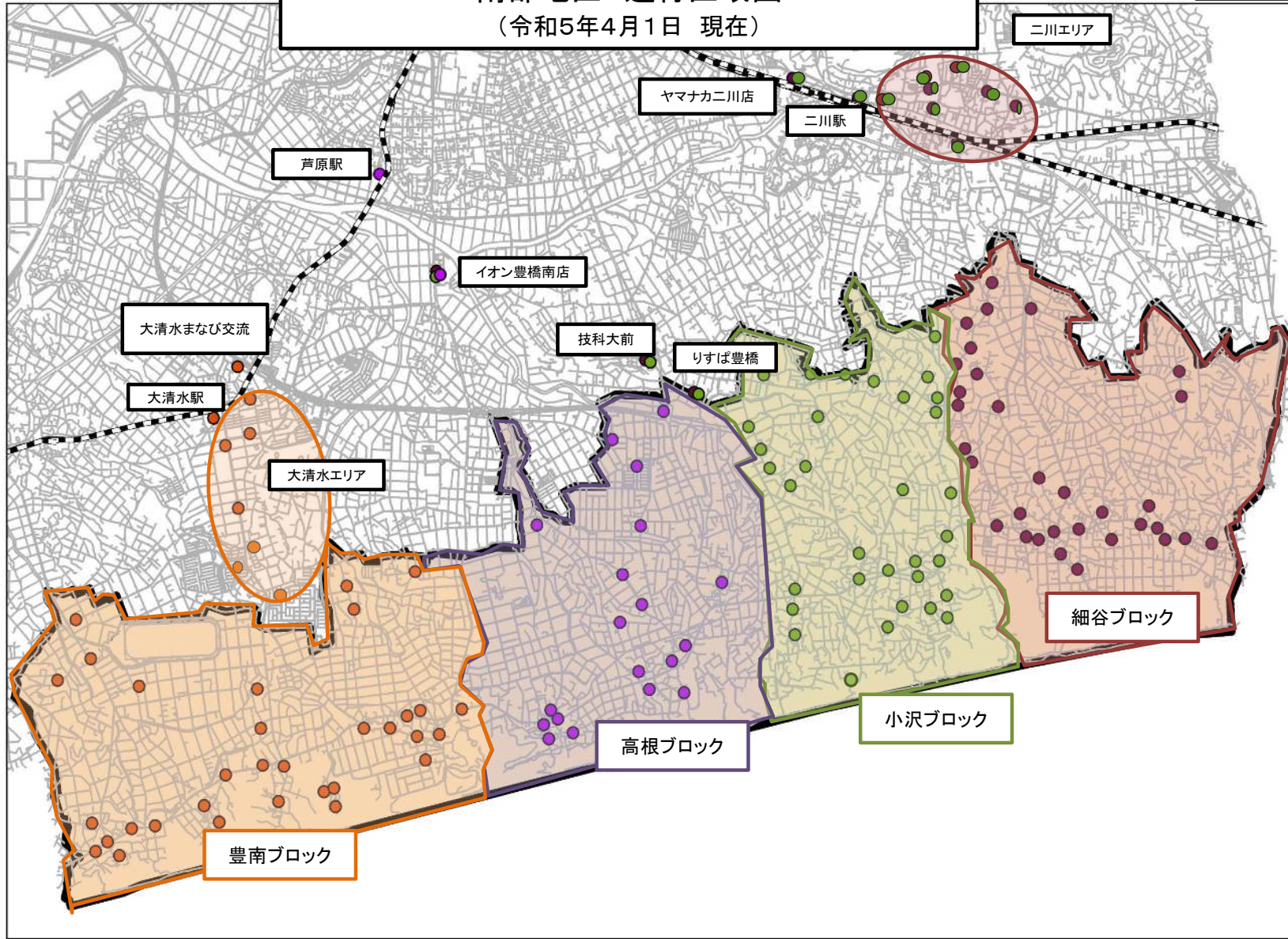
【上り】石巻中山→天王公会堂→豊橋医療センター					
便名	第1便	第3便	第5便	第7便	第9便
系統番号	(5)	(3)	(4)	(2)	(6)
石巻中山	▲7:14	8:44	▲	12:56	▲13:56
五本松城址	▲7:15	8:45	▲	12:57	▲13:57
中山中央	▲7:17	8:47	▲	12:59	▲13:59
柿の里萩平	▲7:19	8:49	▲	13:01	▲14:01
みどり保育園前	▲7:20	8:50	▲	13:02	▲14:02
上地	▲7:22	8:52	▲	13:04	▲14:04
石巻西川	▲7:24	8:55	▲	13:06	▲14:06
城山	▲7:26	8:57	▲	13:08	▲14:08
坂井	▲7:28	8:59	▲	13:10	▲14:10
賀茂しょうぶ園	▲7:29	9:00	▲	13:11	▲14:11
賀茂クリニック	▲7:31	9:02	▲	13:13	▲14:13
賀茂西	▲7:32	9:03	▲	13:14	▲14:14
賀茂郵便局	▲7:33	9:04	▲	13:15	▲14:15
小野田	▲7:36	9:07	▲	13:18	▲14:18
鳴沢	▲7:38	9:09	▲	13:20	▲14:20
こびき	▲7:46	↓	9:21	13:27	▲14:27
キッサ藤前	▲7:47	↓	9:22	13:28	▲14:28
生活センター	▲7:47	↓	9:22	13:28	▲14:28
下条小学校	▲7:48	↓	9:23	13:29	▲14:29
天王公会堂	7:49	↓	9:24	13:30	▲14:30
八反ヶ谷北	7:50	↓	9:25	13:31	▲14:31
八反ヶ谷	7:51	↓	9:26	13:32	▲14:32
五井	7:52	↓	9:27	13:33	▲14:33
下条小学校	7:53	↓	9:28	13:34	▲14:34
生活センター	7:53	↓	9:28	13:34	▲14:34
キッサ藤前	7:54	↓	9:29	13:35	▲14:35
こびき	7:55	↓	9:30	13:36	▲14:36
堀之内	7:56	↓	9:31	13:37	▲14:37
高井公会堂	7:57	↓	9:32	13:38	▲14:38
石巻窓口センター	7:58	↓	9:33	13:39	▲14:39
和田辻東	着 8:02	★ 9:18	9:36	13:42	▲14:42
着発	8:03	★ 9:18	9:38	13:43	▲14:43
JA豊橋石巻支店	8:05	★ 9:16	9:40	13:45	▲14:45
長楽南	8:11	9:20	9:46	13:51	▲14:51
神郷北	8:12	9:22	9:47	13:52	▲14:52
石巻老人福祉センター	↓	9:24	9:49	13:54	▲14:54
石巻運動広場	8:14	9:26	9:51	13:56	▲14:56
神郷	8:15	9:27	9:52	13:57	▲14:57
森岡	8:18	9:30	9:55	14:00	▲15:00
南森岡	8:19	9:30	9:55	14:00	▲15:00
住民会館	8:20	9:31	9:56	14:01	▲15:01
三本松公園	8:21	9:32	9:57	14:02	▲15:02
アイセロ北	着 8:23	9:34	9:59	14:04	▲15:04
着発	8:24	9:36	10:01	14:06	▲15:06
金田住宅前	↓	↓	10:05	↓	↓
緑ヶ丘医院	8:25	9:37	10:07	14:07	▲15:07
忠興二丁目	8:26	9:38	10:08	14:08	▲15:08
東陵地区市民館前	8:28	9:40	10:10	14:10	▲15:10
緑ヶ丘	8:29	9:41	10:11	14:11	▲15:11
忠興二丁目	8:30	9:42	10:12	14:12	▲15:12
クックマート牛川店	8:33	9:45	10:15	14:15	▲15:15
しまむら西小鷹野店前	8:35	9:47	10:17	14:17	▲15:17
西小鷹野	8:36	9:48	10:18	14:18	▲15:18
小鷹野	8:37	9:49	10:19	14:19	▲15:19
野田内科クリニック	8:38	9:50	10:20	14:20	▲15:20
浄水場前	8:40	9:52	10:22	14:22	▲15:22
赤岩口	8:43	9:55	10:25	14:25	▲15:25
ひがし循環器クリニック	8:51	10:02	10:32	14:32	▲
豊橋医療センター	8:53	10:04	10:34	14:34	▲

【下り】豊橋医療センター→天王公会堂→石巻中山			
便名	第2便	第4便	第6便
系統番号	(1)		
豊橋医療センター	10:45	12:15	14:45
ひがし循環器クリニック	10:47	12:17	14:47
赤岩口	10:55	12:25	14:55
浄水場前	10:57	12:27	14:57
野田内科クリニック	10:58	12:28	14:58
小鷹野	10:59	12:29	14:59
西小鷹野	11:00	12:30	15:00
しまむら西小鷹野店前	11:01	12:31	15:01
クックマート牛川店	11:04	12:34	15:04
東陵地区市民館前	11:08	12:38	15:08
緑ヶ丘	11:09	12:39	15:09
忠興二丁目	11:11	12:41	15:11
アイセロ北	着 11:13	12:43	15:13
着発	11:15	12:45	15:15
金田住宅前	↓	↓	15:18
三本松公園	11:16	12:46	15:21
住民会館	11:17	12:47	15:22
南森岡	11:19	12:49	15:24
森岡	11:20	12:50	15:25
神郷	11:23	12:53	15:28
石巻運動広場	11:24	12:54	15:29
石巻老人福祉センター	11:25	12:55	15:30
神郷北	11:27	12:57	15:32
長楽南	11:29	12:59	15:34
和田辻東	着 11:31	13:01	15:36
着発	11:31	13:03	15:36
JA豊橋石巻支店	11:33	13:05	15:38
石巻窓口センター	11:35	▲13:07	▲15:40
高井公会堂	11:36	▲13:08	▲15:41
堀之内	11:37	▲13:09	▲15:42
こびき	11:38	▲13:10	▲15:43
キッサ藤前	11:39	▲13:11	▲15:44
生活センター	11:39	▲13:11	▲15:44
下条小学校	11:40	▲13:12	▲15:45
五井	11:41	▲13:13	▲15:46
八反ヶ谷	11:42	▲13:14	▲15:47
八反ヶ谷北	11:43	▲13:15	▲15:48
天王公会堂	11:45	▲13:17	▲15:50
下条小学校	11:45	▲13:17	▲15:50
生活センター	11:46	▲13:18	▲15:51
キッサ藤前	11:46	▲13:18	▲15:51
こびき	11:47	▲13:19	▲15:52
鳴沢	11:54	▲13:26	▲15:59
小野田	11:55	▲13:27	▲16:00
賀茂郵便局	11:58	▲13:30	▲16:03
賀茂西	11:59	▲13:31	▲16:04
賀茂クリニック	12:01	▲13:33	▲16:06
賀茂しょうぶ園	12:03	▲13:35	▲16:08
坂井	12:04	▲13:36	▲16:09
城山	12:05	▲13:37	▲16:10
石巻西川	12:07	▲13:39	▲16:12
上地	12:09	▲13:41	▲16:14
みどり保育園前	12:11	▲13:43	▲16:16
柿の里萩平	12:12	▲13:44	▲16:17
中山中央	12:14	▲13:46	▲16:19
五本松城址	12:16	▲13:48	▲16:21
石巻中山	12:17	▲13:49	▲16:22

▲:予約制区間 ★:停車順序:JA豊橋石巻支店→和田辻東

南部地区 運行区域図 (令和5年4月1日 現在)

資料 4-3



南部地区 運行ダイヤ
(令和5年4月1日現在)

細谷二川系統

【運行日】月・火・水・木・金

上り(二川駅・ヤマナカ二川店方面行き)

のりば	第1便	第3便	第5便	第7便
細谷ブロック	8:00	9:00	10:00	13:00
★二川エリア	8:15	9:15	10:15	13:15
★二川駅(北口)	8:20	9:20	10:20	13:20
★ヤマナカ二川店	8:25	9:25	10:25	13:25

下り(細谷ブロック方面行き)

のりば	第2便	第4便	第6便	第7便
☆ヤマナカ二川店	10:30	11:30	12:30	14:30
☆二川駅(北口)	10:35	11:35	12:35	14:35
☆二川エリア	10:40	11:40	12:40	14:40
細谷ブロック	10:55	11:55	12:55	14:55

太字: 当日予約可能

細谷イオン系統

【運行日】火・木

上り(イオン豊橋南店方面行き)

のりば	第1便	第3便
細谷ブロック	9:00	10:00
★りすば豊橋	9:20	10:20
★技科大前		
★イオン豊橋南店	9:30	10:30

下り(細谷ブロック方面行き)

のりば	第2便	第4便
☆イオン豊橋南店	12:00	13:00
☆技科大前	12:10	13:10
☆りすば豊橋		
細谷ブロック	12:30	13:30

太字: 当日予約可能

小沢二川系統

【運行日】月・火・水・木・金

上り(二川駅・ヤマナカ二川店方面行き)

のりば	第1便	第3便	第5便	第7便
小沢ブロック	8:00	9:00	10:00	13:00
★二川エリア	8:20	9:20	10:20	13:20
★二川駅(北口)	8:25	9:25	10:25	13:25
★ヤマナカ二川店	8:30	9:30	10:30	13:30

下り(小沢ブロック方面行き)

のりば	第2便	第4便	第6便	第8便
☆ヤマナカ二川店	10:30	11:30	12:30	14:30
☆二川駅(北口)	10:35	11:35	12:35	14:35
☆二川エリア	10:40	11:40	12:40	14:40
小沢ブロック	10:55	11:55	12:55	14:55

太字: 当日予約可能

小沢イオン系統

【運行日】火・木

上り(イオン豊橋南店方面行き)

のりば	第1便	第3便
小沢ブロック	9:10	10:10
★りすば豊橋	9:20	10:20
★技科大前		
★イオン豊橋南店	9:30	10:30

下り(小沢ブロック方面行き)

のりば	第2便	第4便
☆イオン豊橋南店	12:00	13:00
☆技科大前	12:10	13:10
☆りすば豊橋		
小沢ブロック	12:20	13:20

太字: 当日予約可能

高根芦原系統

【運行日】月・火・水・木・金

上り(芦原駅方面行き)

のりば	第1便	第3便	第5便	第7便
高根ブロック	8:00	10:00	13:30	16:30
★イオン豊橋南店	8:15	10:15	13:45	16:45
★芦原駅	8:20	10:20	13:50	16:50

下り(高根ブロック方面行き)

のりば	第2便	第4便	第6便	第8便
☆芦原駅	11:55	13:55	15:55	18:05
☆イオン豊橋南店	12:00	14:00	16:00	18:10
高根ブロック	12:15	14:15	16:15	18:25

太字: 当日予約可能

豊南大清水系統

【運行日】月・火・水・木・金

上り(大清水駅・大清水まなび交流館「ミナクル」方面行き)

のりば	第1便	第3便	第5便	第7便
豊南ブロック	8:00	10:00	13:30	16:30
★大清水エリア	8:10	10:10	13:40	16:40
★大清水駅	8:15	10:15	13:45	16:45
★大清水まなび交流館「ミナクル」	8:20	10:20	13:50	16:50

下り(豊南ブロック方面行き)

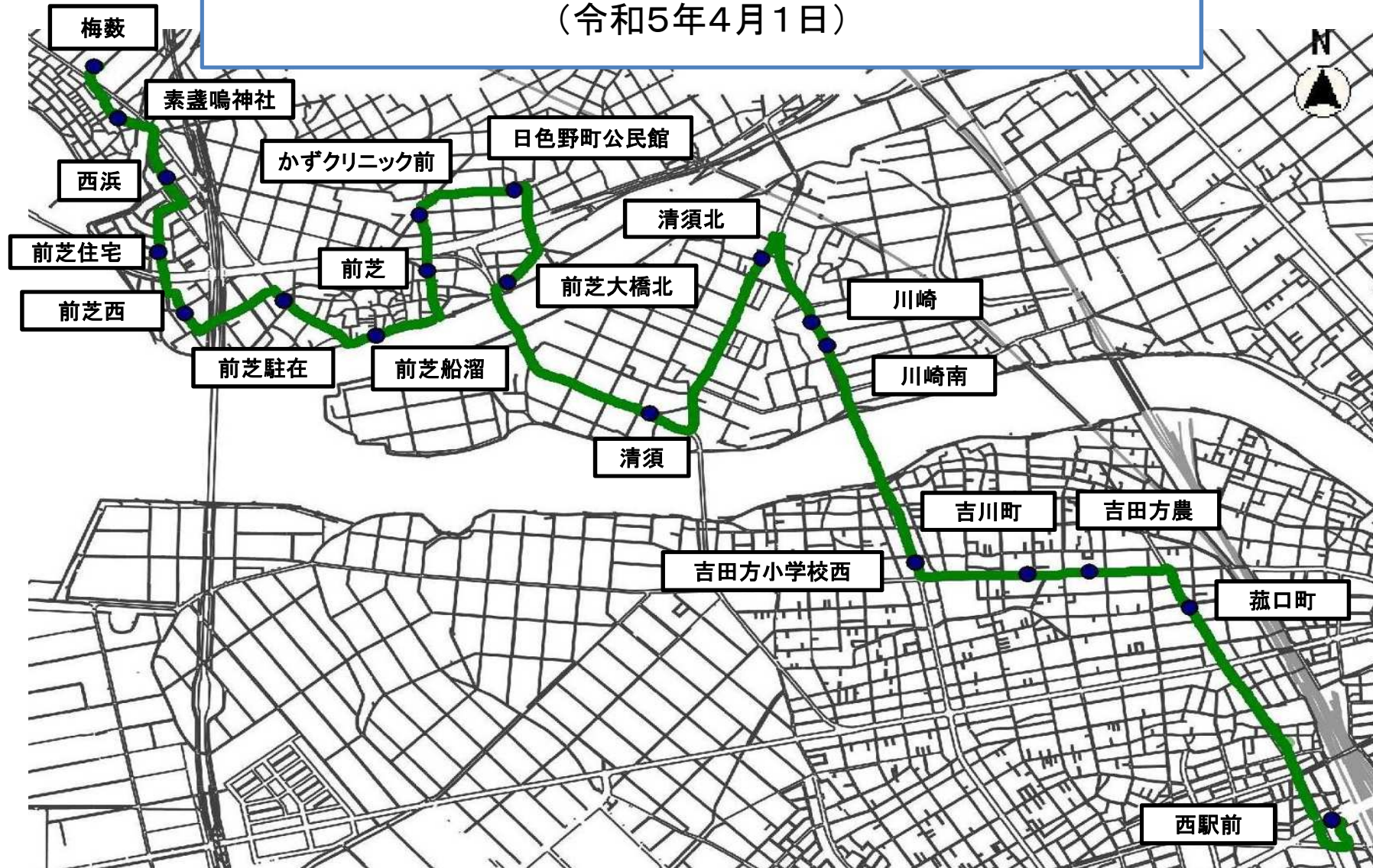
のりば	第2便	第4便	第6便	第8便
☆大清水まなび交流館「ミナクル」	12:05	13:35	15:05	18:05
☆大清水駅	12:10	13:40	15:10	18:10
☆大清水エリア	12:15	13:45	15:15	18:15
豊南ブロック	12:25	13:55	15:25	18:25

太字: 当日予約可能

※祝休日、お盆(8月13日～15日)、年末年始(12月29日～1月3日)は運休
※★は降車専用、☆は乗車専用のりば

「地域生活」バス・タクシー運行事業(前芝地区) 運行経路図
(令和5年4月1日)

資料4-5



前芝地区 運行ダイヤ(令和5年4月1日現在)

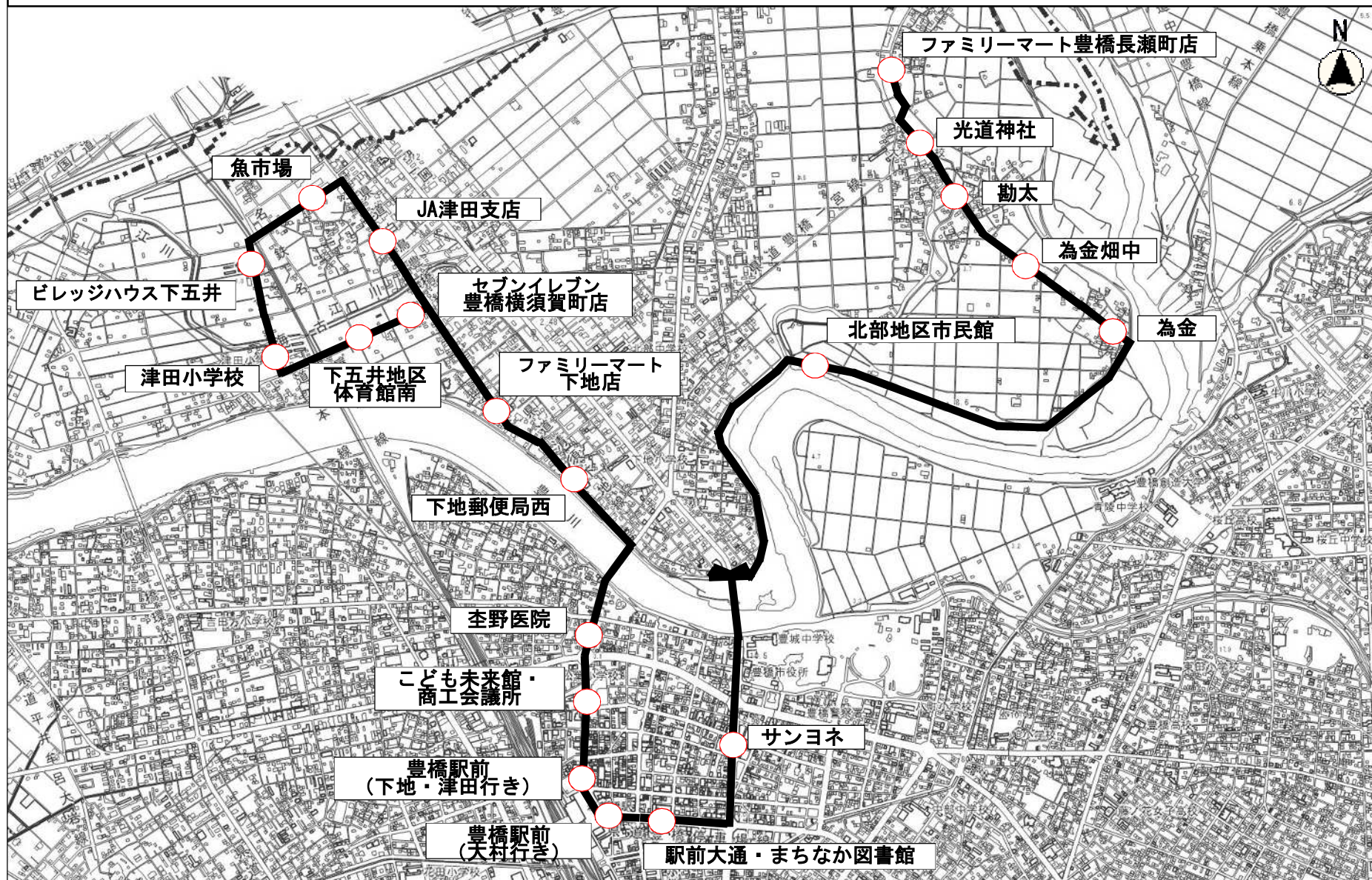
運行日: 月～金曜日(土曜日、日曜日、祝休日・お盆(8月13～15日)・年末年始(12月29日～1月3日)は運休)
ただし、令和5年10月21日(土)、22日(日)は第1便と第2便を除くダイヤで臨時運行。

【下り】西駅前→梅藪							
バス停名		2便	4便	6便	8便	10便	12便
1	西駅前	7:52	9:42	11:57	14:42	16:22	18:22
2	菰口町	7:55	9:45	12:00	14:45	16:25	18:25
3	吉田方農協	7:56	9:46	12:01	14:46	16:26	18:26
4	吉川町	7:57	9:47	12:02	14:47	16:27	18:27
5	吉田方小学校西	7:58	9:48	12:03	14:48	16:28	18:28
6	川崎南	7:59	9:49	12:04	14:49	16:29	18:29
7	川崎	8:00	9:50	12:05	14:50	16:30	18:30
8	清須北	8:04	9:54	12:09	14:54	16:34	18:34
9	清須	8:06	9:56	12:11	14:56	16:36	18:36
10	前芝大橋北	8:08	9:58	12:13	14:58	16:38	18:38
11	日色野町公民館	8:09	9:59	12:14	14:59	16:39	18:39
12	かずクニック前	8:10	10:00	12:15	15:00	16:40	18:40
13	前芝	8:12	10:02	12:17	15:02	16:42	18:42
14	前芝船溜東	8:13	10:03	12:18	15:03	16:43	18:43
15	前芝駐在所	8:14	10:04	12:19	15:04	16:44	18:44
16	前芝西	8:16	10:06	12:21	15:06	16:46	18:46
17	前芝住宅	8:17	10:07	12:22	15:07	16:47	18:47
18	西浜	8:18	10:08	12:23	15:08	16:48	18:48
19	素盞鳴神社	8:19	10:09	12:24	15:09	16:49	18:49
20	梅藪	8:25	10:15	12:30	15:15	16:55	18:55

【上り】梅藪→西駅前							
バス停名(上り)	1便	3便	5便	7便	9便	11便	
20	梅藪	7:03	8:53	10:53	13:53	15:33	17:23
19	素盞鳴神社	7:04	8:54	10:54	13:54	15:34	17:24
18	西浜	7:05	8:55	10:55	13:55	15:35	17:25
17	前芝住宅	7:06	8:56	10:56	13:56	15:36	17:26
16	前芝西	7:08	8:58	10:58	13:58	15:38	17:28
15	前芝駐在所	7:09	8:59	10:59	13:59	15:39	17:29
14	前芝船溜東	7:10	9:00	11:00	14:00	15:40	17:30
13	前芝	7:11	9:01	11:01	14:01	15:41	17:31
12	かずクニック前	7:12	9:02	11:02	14:02	15:42	17:32
11	日色野町公民館	7:13	9:03	11:03	14:03	15:43	17:33
10	前芝大橋北	7:16	9:06	11:06	14:06	15:46	17:36
9	清須	7:17	9:07	11:07	14:07	15:47	17:37
8	清須北	7:21	9:11	11:11	14:11	15:51	17:41
7	川崎	7:22	9:12	11:12	14:12	15:52	17:42
6	川崎南	7:23	9:13	11:13	14:13	15:53	17:43
5	吉田方小学校西	7:25	9:15	11:15	14:15	15:55	17:45
4	吉川町	7:26	9:16	11:16	14:16	15:56	17:46
3	吉田方農協	7:27	9:17	11:17	14:17	15:57	17:47
2	菰口町	7:28	9:18	11:18	14:18	15:58	17:48
1	西駅前	7:37	9:27	11:27	14:27	16:07	17:57

「地域生活」バス・タクシー運行事業(川北地区)運行経路図 (令和5年4月1日現在)

資料4-7



川北地区運行ダイヤ(令和5年4月1日現在)

資料4-8

運行日:月～金曜日(土曜日、日曜日、祝休日・お盆(8月13日～15日)・年末年始(12月29日～1月3日)は運休)

下地・津田➡大村方面

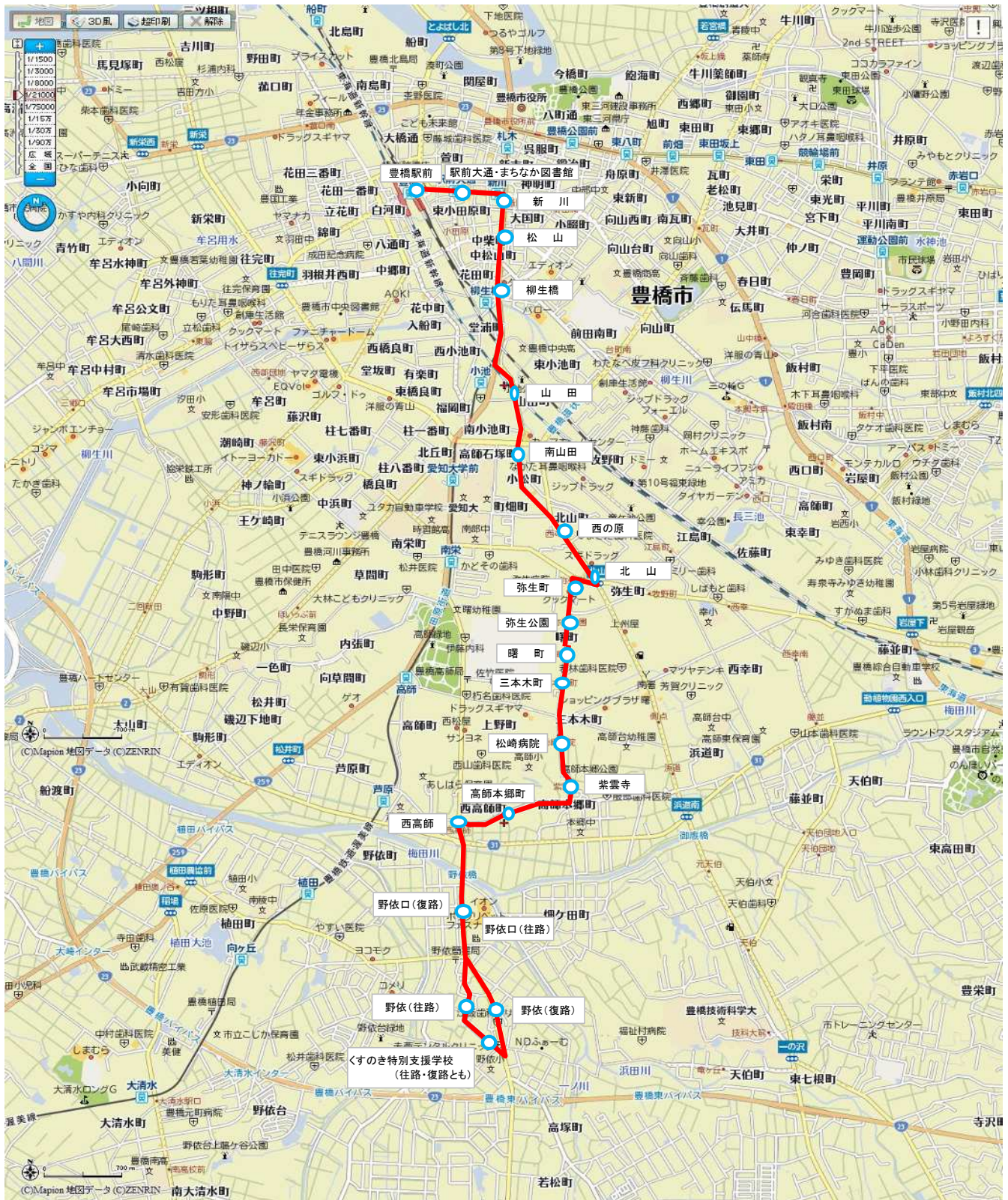
バス停名	1便	3便	5便	7便	9便
JA津田支店	8:03	9:33	12:28	14:13	15:58
魚市場	8:04	9:34	12:29	14:14	15:59
ビレッジハウス下五井	8:05	9:35	12:30	14:15	16:00
津田小学校	8:06	9:36	12:31	14:16	16:01
下五井地区体育館南	8:07	9:37	12:32	14:17	16:02
セブンイレブン豊橋横須賀町店	8:08	9:38	12:33	14:18	16:03
ファミリーマート下地店	8:09	9:39	12:34	14:19	16:04
下地郵便局西	8:10	9:40	12:35	14:20	16:05
空野医院	8:12	9:42	12:37	14:22	16:07
こども未来館・商工会議所	8:13	9:43	12:38	14:23	16:08
豊橋駅前(大村行き)	8:15	9:45	12:40	14:25	16:10
駅前大通・まちなか図書館		9:47	12:42	14:27	16:12
サンヨネ		9:50	12:45	14:30	16:15
北部地区市民館	回	9:56	12:51	14:36	16:21
為金		9:58	12:53	14:38	16:23
為金畑中		9:59	12:54	14:39	16:24
勘太	送	10:00	12:55	14:40	16:25
光道神社		10:01	12:56	14:41	16:26
ファミリーマート豊橋長瀬町店		10:02	12:57	14:42	16:27

大村➡下地・津田方面

バス停名	2便	4便	6便	8便
ファミリーマート豊橋長瀬町店	8:41	10:26	13:21	15:06
光道神社	8:42	10:27	13:22	15:07
勘太	8:43	10:28	13:23	15:08
為金畑中	8:44	10:29	13:24	15:09
為金	8:45	10:30	13:25	15:10
北部地区市民館	8:48	10:33	13:28	15:13
サンヨネ	8:53	10:38	13:33	15:18
駅前大通・まちなか図書館	8:55	10:40	13:35	15:20
豊橋駅前(下地・津田行き)	8:58	10:43	13:38	15:23
こども未来館・商工会議所	8:59	10:44	13:39	15:24
空野医院	8:59	10:44	13:39	15:24
下地郵便局西	9:01	10:46	13:41	15:26
ファミリーマート下地店	9:02	10:47	13:42	15:27
JA津田支店	9:04	10:49	13:44	15:29
魚市場	9:05	10:50	13:45	15:30
ビレッジハウス下五井	9:06	10:51	13:46	15:31
津田小学校	9:07	10:52	13:47	15:32
下五井地区体育館南	9:08	10:53	13:48	15:33
セブンイレブン豊橋横須賀町店	9:09	10:54	13:49	15:34

豊鉄バス 三本木線路線図(令和5年4月1日 現在)

資料4-9



三本木線時刻表

豊橋駅前②のりば

平日

令和5年4月1日現在

⇒											⇒										
豊橋駅前	松山	西の原	北山	弥生公園	三本木町	松崎病院	西高師	野依口	野依	くすのき特別支援学校	くすのき特別支援学校	野依	野依口	西高師	松崎病院	三本木町	弥生公園	北山	西の原	松山	豊橋駅前
7:05	7:10	7:17	7:20	7:21	7:23	7:25	7:29	7:31	7:33	7:38	補助対象外→										
7:40	7:45	7:52	7:55	7:56	7:58	8:00	8:04	8:06	8:08	8:13	補助対象外→										
8:15	8:20	8:27	8:30	8:31	8:33	8:35	8:39	8:41	8:43	8:48		7:17	7:18	7:19	7:24	7:25	7:26	7:28	7:31	7:37	7:50
8:50	8:55	9:02	9:04	9:05	9:07	9:09	9:13	9:15	9:17		7:36	7:37	7:38	7:39	7:44	7:45	7:46	7:48	7:51	7:57	8:10
9:20	9:25	9:32	9:35	9:36	9:38	9:40	9:44	9:46	9:48	9:53	7:56	7:57	7:58	7:59	8:04	8:05	8:06	8:08	8:11	8:17	8:30
10:20	10:25	10:32	10:35	10:36	10:38	10:40	10:44	10:46	10:48	10:53	8:38	8:39	8:40	8:41	8:46	8:47	8:48	8:50	8:53	8:59	9:11
11:20	11:25	11:32	11:35	11:36	11:38	11:40	11:44	11:46	11:48	11:53	9:18	9:19	9:20	9:21	9:26	9:27	9:28	9:30	9:33	9:39	9:51
12:20	12:25	12:32	12:35	12:36	12:38	12:40	12:44	12:46	12:48	12:53	10:18	10:19	10:20	10:21	10:26	10:27	10:28	10:30	10:33	10:39	10:51
13:20	13:25	13:32	13:35	13:36	13:38	13:40	13:44	13:46	13:48	13:53	11:18	11:19	11:20	11:21	11:26	11:27	11:28	11:30	11:33	11:39	11:51
14:20	14:25	14:32	14:35	14:36	14:38	14:40	14:44	14:46	14:48	14:53	12:18	12:19	12:20	12:21	12:26	12:27	12:28	12:30	12:33	12:39	12:51
15:20	15:25	15:32	15:35	15:36	15:38	15:40	15:44	15:46	15:48	15:53	13:18	13:19	13:20	13:21	13:26	13:27	13:28	13:30	13:33	13:39	13:51
16:20	16:25	16:32	16:35	16:36	16:38	16:40	16:44	16:46	16:48	16:54	14:18	14:19	14:20	14:21	14:26	14:27	14:28	14:30	14:33	14:39	14:51
17:20	17:25	17:32	17:35	17:36	17:38	17:40	17:44	17:46	17:48	17:54	15:18	15:19	15:20	15:21	15:26	15:27	15:28	15:30	15:33	15:39	15:51
18:20	18:25	18:32	18:35	18:36	18:38	18:40	18:44	18:46	18:48	18:54	16:18	16:19	16:20	16:21	16:26	16:27	16:28	16:30	16:33	16:39	16:51
19:20	19:25	19:32	19:34	19:35	19:37	19:39	19:43	19:45	19:47		17:18	17:19	17:20	17:21	17:26	17:27	17:28	17:30	17:33	17:39	17:52
20:20	20:25	20:32	20:34	20:35	20:37	20:39	20:43	20:45	20:47		18:18	18:19	18:20	18:21	18:26	18:27	18:28	18:30	18:33	18:39	18:52
21:20	21:25	21:32	21:34	21:35	21:37	21:39	21:43	←補助対象外			19:18	19:19	19:20	19:21	19:26	19:27	19:28	19:30	19:33	19:39	19:51

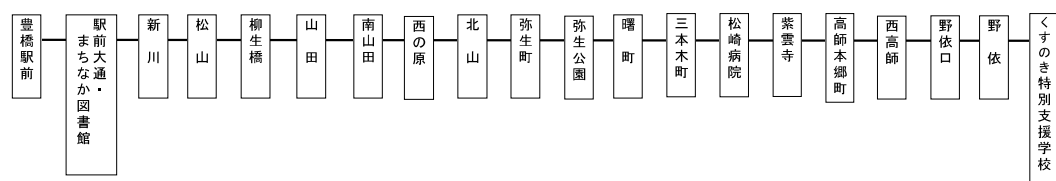
土休日

令和5年4月1日現在

⇒											⇒										
豊橋駅前	松山	西の原	北山	弥生公園	三本木町	松崎病院	西高師	野依口	野依	くすのき特別支援学校	くすのき特別支援学校	野依	野依口	西高師	松崎病院	三本木町	弥生公園	北山	西の原	松山	豊橋駅前
7:40	7:45	7:51	7:54	7:55	7:57	7:59	8:03	8:05	8:07	8:12	補助対象外→										
8:05	8:10	8:16	8:19	8:20	8:22	8:24	8:28	8:30	8:32	8:37		7:05	7:06	7:07	7:12	7:13	7:14	7:16	7:19	7:25	7:35
8:45	8:50	8:57	8:59	9:00	9:02	9:04	9:08	9:10	9:12		7:54	7:55	7:56	7:57	8:02	8:03	8:04	8:06	8:09	8:15	8:24
9:20	9:25	9:32	9:35	9:36	9:38	9:40	9:44	9:46	9:48	9:53	8:36	8:37	8:38	8:39	8:44	8:45	8:46	8:48	8:51	8:57	9:09
10:20	10:25	10:32	10:35	10:36	10:38	10:40	10:44	10:46	10:48	10:54	9:18	9:19	9:20	9:21	9:26	9:27	9:28	9:30	9:33	9:39	9:52
11:20	11:25	11:32	11:35	11:36	11:38	11:40	11:44	11:46	11:48	11:54	10:18	10:19	10:20	10:21	10:26	10:27	10:28	10:30	10:33	10:39	10:52
12:20	12:25	12:32	12:35	12:36	12:38	12:40	12:44	12:46	12:48	12:54	11:18	11:19	11:20	11:21	11:26	11:27	11:28	11:30	11:33	11:39	11:52
13:20	13:25	13:32	13:35	13:36	13:38	13:40	13:44	13:46	13:48	13:54	12:18	12:19	12:20	12:21	12:26	12:27	12:28	12:30	12:33	12:39	12:52
14:20	14:25	14:32	14:35	14:36	14:38	14:40	14:44	14:46	14:48	14:54	13:18	13:19	13:20	13:21	13:26	13:27	13:28	13:30	13:33	13:39	13:52
15:20	15:25	15:32	15:35	15:36	15:38	15:40	15:44	15:46	15:48	15:54	14:18	14:19	14:20	14:21	14:26	14:27	14:28	14:30	14:33	14:39	14:52
16:20	16:25	16:32	16:35	16:36	16:38	16:40	16:44	16:46	16:48	16:54	15:18	15:19	15:20	15:21	15:26	15:27	15:28	15:30	15:33	15:39	15:52
17:20	17:25	17:32	17:35	17:36	17:38	17:40	17:44	17:46	17:48	17:54	16:18	16:19	16:20	16:21	16:26	16:27	16:28	16:30	16:33	16:39	16:52
18:20	18:25	18:32	18:35	18:36	18:38	18:40	18:44	18:46	18:48	18:53	17:18	17:19	17:20	17:21	17:26	17:27	17:28	17:30	17:33	17:39	17:52
19:20	19:25	19:32	19:35	19:36	19:38	19:40	19:44	19:46	19:48		18:18	18:19	18:20	18:21	18:26	18:27	18:28	18:30	18:33	18:39	18:51
20:20	20:25	20:32	20:34	20:35	20:37	20:39	20:43	20:45	20:47		19:18	19:19	19:20	19:21	19:26	19:27	19:28	19:30	19:33	19:39	19:51

ご注意 お盆期間中(8月13日~8月15日)及び年末年始(12月29日~1月3日)は休日ダイヤで運行いたします。

運行系統



◆お問合せ 豊鉄バス(株)バスお問合せ専用ダイヤル TEL 0532-44-8410
時刻・運賃検索HP <http://www.toyotetsu.jp/> (パソコン・携帯共通)

参考資料

中運交企第151号
令和5年3月10日

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会
会長 杉木 直 殿

中部運輸局長
(公印省略)

令和4年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について(通知)

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般報告された標記事業にかかる一次評価について、これを基に二次評価を行ったため、別紙のとおり通知します。

なお、二次評価結果は協議会等において共有するとともに、次年度以降の計画等に反映いただくようお願いいたします。

【問合せ先】
中部運輸局交通政策部 交通企画課
TEL:052-952-8006

(別紙) 中部運輸局二次評価結果 令和5年3月10日付け中運交企第151号通知

自治体・協議会名	豊橋市地域公共交通活性化推進協議会
評価対象事業	地域内フィーダー系統

二次評価結果

評価できる取組

- ・「夏休み小学生50円バス」や「バス整理券ラリー&歴史謎解きゲーム」などを実施され、東三河地域の関係者が連携して継続的にバスの利用促進に取り組まれていることが確認できました。
- ・公共交通で図書館へ行く図書館ツアーの実施、公共交通を活用したウォーキングイベントの実施、公共交通利用を題材にしたすごろくの作成・配布、エコ通学啓発リーフレット五集印帳の作成・配布、カーフリーデーの実施、あなたの乗り方講座の実施など、公共交通利用への周知・啓発と促進に係る取り組みを様々な観点から数多実施されていることを確認しました。
- ・特に、路面電車を使った「おはなしでん」の実施や、日本モビリティ・マネジメント会議より表彰を受けた公共交通をテーマとする絵本の作成及び各種施設への配架の取り組みは、他の自治体にはない非常にユニークな取り組みであり、公共交通のイメージ向上・利用促進に先進的に取り組まれていることを評価します。
- ・バス運転手確保に向けた定住外国人及び就職氷河期世代と乗合事業者とのマッチング施策については、運輸業界の課題である運転手不足に的確に取り組まれていることから評価します。
- ・フィーダー系統の現況についてよく整理されており、地域運営団体がより主体的に活動できるよう地域運営団体に寄り添って支援されていることと、地域運営団体が主体的に取り組まれていることを評価します。

期待する取組

- ・地域間幹線系統の状況も意識しつつ、今後も東三河地域が一体となった取り組みの継続について、引き続き期待します。
- ・地域間幹線系統のうち、豊川線の一部系統については輸送量が補助要件をわずかに上回る数値となっており、沿線にて開業する豊川市の大規模商業施設開業を好機と捉えた新豊線との一体的な利用促進を図り、沿線市と連携して利用者数向上に向けた取り組みに努められるよう期待します。
- ・各地区ごとの課題や利用特性を勘案しながら、各地域の課題の解決及び、運行継続基準の達成に向けて、更に寄り添った支援をされ、地域の需要に応じた継続的な運行が実施できるよう取り組まれることを期待します。
- ・特に柿の里バスについては、路線のスリム化や豊川市への乗り入れの要望などがあり、地域の声や課題に寄り添って向き合い、着実に対応されるよう期待します。